

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の指定解除
肥料の分析検査の結果
土地改良区の定款の変更の認可
土地の立入の通知
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集

告示

鳥取県告示第八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年二月十九日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取県告示第八十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年十月から十二月までに実施した肥料の分析検査の結果を同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取市浜坂字東浜一、三九〇―一三九・一、三九〇―一五一・岩美郡福部村大字湯山字高浜二、一六四―四四九(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課、鳥取市役所及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年十月から十二月までに実施した肥料の分析検査の結果を同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年二月十九日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗

(十一月分)

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち不合格点数	備考
硫酸アンモニア	日本瓦斯化学工業株式会社	三	〇	
石灰窒素	昭和電工株式会社	三	〇	
混合りん肥	小野田肥料株式会社	三	〇	
塩化加里	三井物産株式会社	三	〇	
第一種複合肥料	片倉テツカリン株式会社	六	〇	
"	昭和電工株式会社	三	〇	
"	光興業株式会社	三	〇	
"	東洋物産株式会社	三	〇	
"	帝国化工株式会社	三	〇	
"	神島化学工業株式会社	三	〇	
"	関西日産化学株式会社	六	〇	
"	住友化学工業株式会社	九	〇	
"	九州化学工業株式会社	三	〇	
"	株式会社多木製肥所	三	〇	
"	鳥取県経済事業農業協同組合連合会	一二	〇	
"	倉吉市農業協同組合	三	〇	

"	東郷農業協同組合	三	〇
"	東伯町農業協同組合	三	〇
"	下北条農業協同組合	三	〇
"	大栄町農業協同組合	六	〇
棉実油かす粉末	岡村製油株式会社	三	〇
"	摂津製油株式会社	三	〇
なたね油かす粉末	熊沢製油株式会社	三	〇

鳥取県告示第八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、南谷村讚岐井手土地改良区及び富桑土地改良区の定款の変更を昭和四十年二月十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一

条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称
- 日本鉄道建設公団
- 二 事業の種類

日本国有鉄道が日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第三条第一項各号に掲げる業務の用に

供する施設に関する事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字中原、尾見、大内、郷原、毛谷、篠

坂、南方、智頭

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十年二月 十日から

昭和四十一年三月三十一日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

昭和四十年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり
招集する。

昭和四十年二月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 日時 昭和四十年二月二十三日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県庁 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 公営選挙制度について

昭和四十年四月十五日第三種郵便物 可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
一月 郵費 二五〇円(送料共)